

給与・人事行政の公表

本市の職員給与等と人事行政の運営等の概要をお知らせします。
新庄市職員の給与は、県人事委員会の勧告及び県内自治体との均衡を考慮し、市議会の審議を経て市条例で定められています。

1. 一般職の職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 一般職の職員の職員数の状況

区分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
職員数の状況(4月1日現在)	272人	272人	273人
採用者の状況	6人	14人	9人
退職者の状況	5人	16人	10人

※一般職とは、市長、副市長、教育長及び議会の議員を除いた職員をいいます。

(2) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務内容	主事 技師		主任	係長 主査	課長補佐 担当主査	課長 主幹
職員数(人)	35	26	42	26	38	21
構成比(%)	18.6	13.8	22.4	13.8	20.2	11.2

※一般行政職とは、税務職、保育士、水道企業職、技能労務職員などを除く一般職の職員をいいます。

(3) 年齢別の職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区分 (歳)	～20	21～ 23	24～ 27	28～ 31	32～ 35	36～ 39	40～ 43	44～ 47	48～ 51	52～ 55	56～ 59	60～	合計
職員数 (人)	11	13	29	24	27	29	16	16	26	36	37	8	272
構成比 (%)	4.0	4.8	10.7	8.8	9.9	10.7	5.9	5.9	9.6	13.2	13.6	2.9	100

※市長、副市長、教育長及び議会の議員を除きます。

2. 職員の人事評価の状況

(1) 能力評価 標準的な職ごとに求められる職務遂行能力等を、各職位に設定された着眼点を基に評価する。

業績評価 評価期間における自らの主要業務を中心に目標を設定し、評価者と面談の後に決定した目標に対し、その達成度を評価する。

(2) 人事評価の期間

能力評価 1月1日から12月31日

業績評価 4月1日から3月31日

(3) 人事評価の流れ

①面談 被評価者と評価者の間で、4月1日から翌年3月31日までに面談を3回実施する。

②評価 評価基準に従い5段階の絶対評価を行う。被評価者の自己評価に対し評価者が評価を行う。

③苦情等への対応

人事評価のプロセス、評価結果等に関する内容、その他制度全般に対する苦情等に対し、適切に対応する。

なお、令和6年度の評価対象職員は267人です。

3. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和5年度 普通会計決算)

住民基本台帳人口(令和5年度末)	32,634人
歳出額(A)	193億9,669万2千円
人件費(B)	24億8,317万2千円
人件費率(B/A)	12.8%
(参考)昨年度人件費率	12.6%

※人件費には、特別職(市長、副市長、教育長及び議会の議員)に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (令和6年度 一般会計当初予算)

職員数 (A)		264 人
給与費	給料	9 億 9,414 万円
	職員手当	1 億 1,450 万 5 千円
	期末勤勉手当	3 億 9,744 万 5 千円
	合計 (B)	15 億 609 万円
一人当たり給与費 (B/A)		570 万 4 千円

※特別職や上下水道課の企業会計及び特別会計を除きます。職員手当には、退職手当は含みません。
給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでおりません。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

令和5年度	令和4年度	令和3年度
98.3	99.2	99.3

(4) 職員の平均年齢及び平均給料月額 (令和6年4月1日現在)

区分	新庄市	
	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	40.8 歳	306,600 円
技能労務職	58.0 歳	372,300 円

(5) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		新庄市	国
		初任給	初任給
一般行政職	大卒	222,900 円	総合職 230,000 円 一般職 220,000 円
	高卒	189,700 円	188,000 円
技能労務職	高卒	185,100 円	—

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料の月額 (令和6年4月1日現在)

区分		経験年数		
		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満
一般行政職	大卒	284,800 円	313,400 円	367,000 円
	高卒	241,800 円	271,900 円	335,700 円
技能労務職	高卒			

※経験年数とは、卒業後直ちに採用されて引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(7) 時間外勤務手当の状況 (令和5年度一般会計決算)

区分	支給総額	職員1人当たり支給年額
令和5年度	5,941 万 4 千円	27 万 2 千円
令和4年度	5,108 万 0 千円	23 万 5 千円

(8) 期末・勤勉手当の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	期末手当		勤勉手当	
	市	国	市	国
6 月期	1.225 月分	1.225 月分	1.0 月分	1.025 月分
12 月期	1.225 月分	1.225 月分	1.0 月分	1.025 月分
合計	2.450 月分	2.450 月分	2.0 月分	2.050 月分

(9) 扶養手当・住居手当・通勤手当の状況 (令和6年4月1日現在) (月額)

扶養手当	住居手当	通勤手当
配偶者：6,500 円	借家：最高 28,000 円	交通機関利用：最高 55,000 円
子：10,000 円 その他の扶養親族：6,500 円		
特定扶養親族：1人につき 5,000 円加算		自動車等利用：最高 44,900 円

※「特定扶養親族」とは、満16歳から満22歳までの扶養親族である子をいいます。

(10) 退職手当の状況（令和6年4月1日現在）

区分	支給率			最高限度額	その他の加算措置等
	勤続20年	勤続25年	勤続35年		
自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)
応募・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分	

※令和5年度退職者の平均支給額は1,170万0千円です。

(11) 特別職の給料等の状況（令和6年4月1日現在）

区分	給料（報酬）月額
市長	920,000円
副市長	700,000円
教育長	590,000円
議長	448,000円
副議長	395,000円
議員	370,000円

(12) 特別職の期末手当の状況（令和6年4月1日現在）

6月期	12月期	合計
基礎額×1.65月分	基礎額×1.65月分	基礎額×3.30月分

※基礎額は、給料月額に1.4を乗じたものとします。

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和5年度の状況）

(1) 勤務時間等について（標準的なもの）

勤務時間：月曜日から金曜日まで（休日を除く）

1日の勤務時間：7時間45分（午前8時30分～午後5時15分）

(2) 休暇制度について

年次有給休暇の状況（令和5年1月～令和5年12月）：平均取得日数9.67日

5. 職員の休業に関する状況（令和5年度の状況）

育児休業取得者：8名

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和5年度の状況）

- ・分限処分：8件
- ・懲戒処分：0件

7. 職員の服務の状況

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務
- 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

8. 職員の退職管理の状況

①再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

地方公務員法第38条の2により、離職して営利企業等に再就職した職員は、離職前5年間に在職した執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人との間の契約等事務であって離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼すること（働きかけ）が禁止されている。

②再就職情報の届け出

新庄市職員の退職管理に関する規則により、管理又は監督の地位にあった職員は、再就職情報を任命権者に届け出る必要があると定めている。

9. 職員研修の状況

山形県市町村職員研修所で行われる一般研修及び専門研修の受講により、専門的な知識や技能の習得及び人材育成を図っています。

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況（令和5年度）

- ・定期健康診断受診者数：257人

ア 保健事業（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
総合健診	基本健診（全員） 胃がん検診（40歳以上の職員、30~39歳の希望する職員） 大腸がん検診（40歳以上）、C型肝炎検診（35歳の希望者） 肺がん検診（喫煙指数600以上の希望者等） 前立腺がん検診（50歳以上の希望する男性） 腹部超音波検査（40歳以上の希望する職員）	共済組合
婦人科検診	子宮がん検診（20歳以上の女性） 乳がん検診（40歳以上の女性）	共済組合
選択検診	節目年齢人間ドック（40歳、50歳の希望する職員） 脳ドック助成（45歳以上の希望する職員）	互助会
	歯周病検診（年度中に40、45、50、55、60歳になる職員）	共済組合
メンタルヘルスケア	メンタルヘルス相談	共済組合
	メンタルヘルス支援（互助会）	互助会
	ストレスチェック 職員健康講座	新庄市
健康増進	健康教室	共済組合

※共済組合とは、山形県市町村職員共済組合を、互助会とは山形県市町村職員互助会をいいます。

イ 給付事業（主なもの）

事項	共済組合 （法定給付以外のもの）	互助会	新庄市
傷病のとき	・一部負担金返戻金	・一部負担金補助金	
死亡したとき	・埋葬料附加金	・弔慰金	・弔慰金
結婚したとき		・結婚祝金	

ウ 貸付事業（主なもの）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	1.26%	共済組合
普通貸付	200万円	1.26%	
特別貸付	200万円	1.26%	

(2) 公務災害補償制度（令和5年度）

- ・加入団体：地方公務員災害補償基金
- ・災害件数：0件

11. 公平委員会の委託事務に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員から給与、勤務時間等の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、審査、判定を行い、要求が適当なものと判定した場合には、必要な勧告を行います。

- ・令和４年度末係属件数：０件
- ・令和５年度中要求件数：０件
- ・令和５年度末係属件数：０件

(２) 不利益処分に関する不服申立の状況

令和５年度においては、該当する事例はありませんでした。

※職員から懲戒などの意に反する不利益な処分について不服申立があった場合、審査を行い、必要がある場合には処分の取消し等を行います。